

平成 28 年度 環境省関係税制改正について

平成 27 年 12 月

1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
 - ・ 平成 24 年 10 月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を強化すること
 - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

(車体課税)

- 車体課税については、平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱 13～14、80～86 頁〕

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成 26 年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率 10%への引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成 29 年 4 月 1 日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成 32 年燃費基準を用いるとともに、平成 27 年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2 年毎に見直しを行う。

平成 27 年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で 1 年間延長する。また、同じく平成 27 年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1 年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成 29 年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成 29 年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃料水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成 27 年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成 29 年度税制改正におい

て具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容

2 車体課税の見直し

(地方税)

(1) 自動車取得税の廃止

自動車取得税は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割（仮称）とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割（仮称）とするなど、所要の措置を講ずる。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）は、次のとおりとする。

① 納税義務者等

環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課する。

(注) 課税対象となる自動車は、現行の自動車取得税の対象と同一とする。また、国等に対する非課税、相続による取得に対する非課税など、所要の非課税規定等を設ける。

② 課税主体

環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とする。

ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、道府県が賦課徴収等を行うものとする。

(注 1) 上記の「登録車」とは、普通自動車及び三輪以上の小型自動車をいう。

(注 2) 上記の「軽自動車」とは、三輪以上の軽自動車をいう。

(注3) 道府県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割については、市町村が徴収取扱費を負担する。

③ 課税標準と免税点

環境性能割の課税標準は、自動車の取得価額とし、免税点は、50万円とする。

④ 徴収の方法

環境性能割は、申告納付とする。(申告書に証紙を貼って納付する方法を原則とし、現金による納付も可能とする。)

⑤ 環境性能に応じた税率の適用及び非課税

イ 次に掲げる自動車に係る環境性能割を非課税とする。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ホ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ヘ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス基準値より75%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(ト) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

(チ) 平成21年排出ガス規制に適合する乗用車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(リ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合

する自動車又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ヌ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を 1%（一定税率）とする。（上記イに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、0.5%（一定税率）とする。）

(イ) 乗用車で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ロ) 車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ハ) 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

(ニ) 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(ホ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 28 年排出ガス規制に適合する自動車又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ヘ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

ハ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を2% (一定税率) とする。(上記イ又はロに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、1% (一定税率) とする。)

(イ) 乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ハ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス基準値より75%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(ニ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(ホ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ヘ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車に係る環境性能割の税率を3% (一定税率) とする。(営業用の自動車及び軽自動車については、当分の間、2% (一定税率) とする。)

⑥ 用途、構造等による特例措置

イ 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境

性能割について、非課税とする措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ロ 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ハ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を搭載した自動車（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ニ 被災代替自動車の取得に係る環境性能割について、非課税とする措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

⑦ 市町村交付金

道府県は、自動車税環境性能割について、その税込から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の 100 分の 65 を市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。

⑧ 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割について適用する。

⑨ 税率適用基準の見直し

上記⑤に定める税率適用基準については、2 年ごとに見直すものとする。

⑩ その他

課税標準の算定方法、納付の手続き、滞納処分、罰則等に関する所要の規定を整備する。

(3) グリーン化特例の見直し及び延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を 1 年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 28 年度に新車新規登録された自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%

以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 平成 21 年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 1 年延長し、平成 29 年度分を特例措置の対象とする。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長し、平成 28 年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

(森林・自然の維持・回復)

- 森林吸収源対策等に関する財源確保について、大綱において、以下のとおり位置づけられた。

[大綱 15～16 頁]

7 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講じる。

(1) エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難

や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 廃棄物対策

- **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）**

[大綱 70～71 頁]

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を2年延長することとされた。

- **公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る特例措置（固定資産税）**

[大綱 53 頁]

公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場：1/2、PCB 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設：1/3、汚水・廃液処理施設：1/3を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村条例で定める割合）について、ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物の最終処分場について、課税標準を価格の 2/3 とする見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

(2) その他

➤ 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

[大綱 68～69 頁]

環境関連投資に係る法人税の特別償却等の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を廃止する。
- ② 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。
- ③ 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

➤ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置（固定資産税）

[大綱 48 頁]

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間 2/3とする特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 太陽光発電設備については、同法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した一定の設備に適用対象を見直した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2
 - ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ② 風力発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2
 - ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ③ 水力発電設備及び地熱発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1
 - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

④ バイオマス発電設備については、適用対象を一定の規模未満の設備に限定した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

➤ 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）

[大綱 50 頁]

一定の省エネ改修工事を行った既存住宅について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を 1/3 減額する措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

イ 床面積要件（改修後の住宅の床面積が 50 m²以上）を追加する。

ロ 工事費要件について、50 万円超から 50 万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）とする。

➤ 認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）

[大綱 45、51、53 頁]

- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新築住宅は新たに固定資産税が課される年度から 5 年度分（通常の新築住宅は 3 年度分）、中高層耐火建築物は 7 年度分（通常の中高層耐火建築物は 5 年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から 1/2 を減額する特例措置の適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税について、課税標準を当該住宅の価格から 1300 万円（通常の新築住宅は 1200 万円）控除した額とする特例措置の適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→2/1000（中高層耐火建築物は 1/1000））について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **認定低炭素住宅に係る特例措置（登録免許税）**

[大綱 46 頁]

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→1/1000）について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置（法人税）**

[大綱 68 頁]

再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置について、以下の措置が講じられることとなった。

特定の資産の割合が総資産の 50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年（現行：10 年）以内に終了する各事業年度とする。

➤ **被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）**

[大綱 87 頁]

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成 23 年 3 月 11 日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、その適用期限を 3 年延長することとされた。

平成28年度 環境省税制改正要望 結果概要

要望内容	結果概要
<p>(1) 地球温暖化対策</p> <p>平成24年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p>	<p>温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。</p> <p>揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。</p>
<p>(2) 車体課税</p> <p>平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p>	<p>環境性能割について、燃費基準値達成度に応じて課税すること等とされた。</p> <p>自動車重量税について、原因者・汚染者負担としての性格等を踏まえるとこととされた。</p>
<p>(3) 森林・自然の維持・回復</p> <p>森里川海の恵みを受ける国民が広く薄く負担し、森林吸収源対策を主として、森里川海のつながりを維持・回復し、次世代に引き継ぐための取組を国民的運動として進めるための森里川海協力資金制度（仮称）を創設し、地方創生を実現する。</p>	<p>森林吸収源対策等に関する財源確保について、市町村による森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討することとされた。</p>
<p>(4) 廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【延長】 	<p>一部見直しを行った上で2年延長することとされた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）【延長】 	<p>一部見直しを行った上で2年延長することとされた。</p>
<p>(5) その他</p> <p>被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）【延長】</p>	<p>3年延長することとされた。</p>

要望内容	結果概要
<p>(6)その他(他省庁共同要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)(法人税、所得税、法人住民税、事業税) 【延長】(経済産業省等) 	<p>一部見直しの上 2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置(固定資産税)【拡充・延長】(経済産業省等) 	<p>一部見直しの上 2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置(固定資産税)【拡充・延長】(国土交通省等) 	<p>一部見直しの上 2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定長期優良住宅に係る特例措置(登録免許税、不動産取得税、固定資産税)【延長】(国土交通省) 	<p>2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定低炭素住宅に係る特例措置(登録免許税)【延長】(国土交通省等) 	<p>2年延長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置(法人税) 【拡充】(金融庁) 	<p>一部要件緩和が 認められた</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止用設備(汚水・廃液処理施設)に係る特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省等) 	<p>2年延長</p>